

資料 3

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会
(第16回) 平成30年11月29日

平成30年11月16日
(センター回答：11月21日)

委員からのご意見等を踏まえた 公立大学改革支援・評価研究センターへの追加確認事項に対する回答

運営体制について

1. 一般社団法人公立大学協会からの支援を受ければ受けるほど（人的支援、財政的支援など）、財政的・組織的な安定は得られるのかもしれないが、特定の設置形態及び特定の組織との関係が深くなることについてどのように考えるのか
 - センターの役員7名のうち公立大学協会の役員は1名に限定し、さらに認証評価委員会の委員候補者10名のうち公立大学協会の役員を1名に限定した上で委員の概ね半数を国私立大学関係者、弁護士、会計士等により構成することにより、特定の組織との関係が深い構造とならないよう配慮している。
 - 公立大学協会からセンターに対し活動資金が提供されるが、評価にあたっては公立大学に対し特別の配慮は行わないことを書面で確認する予定である。
2. センターと公立大学協会の関係について、職員の兼業など、独立性に曖昧な点がある。財政的に独立したあと、財団法人に移行する計画だとヒアリングでは聞いているが、その点についても明確にされたい。
 - センターと公立大学協会との間で、兼業の期間、従事割合に応じた人件費の分担方法のほか、特に利益相反の留意事項について書面で明確にする。
 - 財団法人に移行するのは、認証評価機関としての認証後、認証評価事業を開始する際とする。
3. 評価費と会費について、資料3の2ページ「認証評価開始後7年間の収支計画」によると、会費が20万円、会員の評価費が270万円、非会員の評価費が550万円となっている。会員は7年間で $20 \times 7 + 270$ 万円で計410万円であるのに対し、非会員は550万円となっている。会員と非会員の評価費にこれだけの差をつける理由は何か。（他機関の事例では同額か非会員の方が安くなっている。）
 - センターの趣旨に賛同し、会費を負担して安定的な運営に貢献する会員に対し一定の優遇を行うことは、社会通念上理解が得られると考えている。
4. センター規則及び実施大綱によると、直接に個別大学にかかわる評価実施チーム以外に、少なくとも、理事会、評議員会、評価委員会、意見申立審査会があり、理事会や評価委員会は年に複数回開催されると思われるが、資料3の1ページ「年間の機関維持費用（試算）」の運営会議費がこれに相当すると考えてよいか。そうだとすると、50万円×3回とはどういう計算か。
 - 主要な3種類の会議について概算していたが、下表により詳細な積算を示した。

表：公立大学改革支援・評価研究センター 会議費用試算

	出席者数	1名あたり単価	開催回数/年	計
評議員会	4名	3万円	1回	12万円
理事会	7名	3万円	3回	63万円
認証評価委員会	10名	3万円	2回	60万円

意見申立審査会	3名	3万円	1回	9万円
計				144万円

5. 資料3の1ページ「1大学あたりの評価実施費用（試算）」で、実地調査と評価実施チーム会議の旅費が同額を見積もっている。実地調査は1日間と考えているのか。そうであれば、他の評価機関はすべて複数日（2日）かけて行っているのに、1日でよいと考える根拠は何か。
- 2つの旅費の概算の単価が同額となっているが、実地調査は2日間を想定した旅費であり、評価実施チーム会議は2回の開催を想定しており、内訳は異なる。
6. 資料3の3ページ②職員の配置計画について、職員派遣の「②大学で勤務しながら評価作業が集中する時期に評価活動に参加する方式」とあるが、評価作業が集中する時期のみ評価活動に参加するのは、経験的にみて難しいと思われる。そうした職員も研修が必要であり、大学が申請してから評価が終わるまで関わるのでないと評価機関としての責任の所在が不明確になる危険があるのではないか。
- 受審大学数のピーク時（2023年～2025年）において、「大学で勤務しながら評価作業が集中する時期に評価活動に参加する方式」で職員を得ることを想定し、必要となる10名程度の人材を計画的に育成する。
 - 専任職員が責任をもって行う進行管理のもと、個別の大学を担当する職員は、提出された書類の確認、評価委員との調整、大学への連絡等の事務を担う。
7. 資料3の別紙1において、「公立大学の特性に対応した評価システムをもつ認証評価機関」とあり、公立大学改革の支援を第一とするという考え方を変えていないようだが、公立だけを対象とすると公然と標榜するに等しい言動は評価機関として望ましくないとする。評価機関として、公立大学支援をどのように位置付けているのか。
- 資料3の別紙1は、公立大学協会の意思決定資料であり、指摘された記述は公立大学協会からセンターへの期待と受け止められる。それに対し、公立以外の大学も当然に評価の対象となること、公立大学協会の定時総会、理事会等で説明・確認されている（※）。
 - 公立大学を含めた大学に対する支援は、大学の質保証・質向上に資するためのものであり、認証評価とは別の取組みとして実施する。

（※）参考 一般社団法人公立大学協会 平成30年度 第2回理事会 議事録（抄）

（3）新たな認証評価機関の設立について

新たな認証評価機関設立のための一般財団法人の設立の手続き等に関し、資料に基づき説明があり、承認された。また、新たな認証評価機関が行う評価は、公立大学のみを対象とするのではなく、国立大学及び私立大学も対象となる旨、改めて確認した。

評価基準・評価方法等について

8. 「実施大綱」基準2（4ページ）の記述について、「大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で」とあるが、「優れた点」については、大学からの申請をそのまま認めるのか。
- 大学から示された取組みについて、根拠をもって成果が確認できると評価実施チーム及び認証評価委員会が判断した場合に「優れた点」と認める。
9. 内部質保証について、仕組み、取組、努めている、ことをもって内部質保証の観点満たされ

ているものとするがあるが、内部質保証の仕組みや取り組みが「機能」していることまでの確認の必要性についてどのように考えるのか。

○ 内部質保証が機能しているかについては、適合・不適合を判断する根拠となる評価基準には示さず、実地調査等で確認し、必要があれば改善を促す等の対応をとる。

10. 実施大綱の「評価の目的」に加えた内部質保証の定義について、他の認証評価機関のものを引用した理由について伺いたい。

○ 内部質保証については、これまでセンターで議論を進めてきた内容を実施大綱に注記する。

11. 点検評価ポートフォリオ作成モデルについては、作成するのは大変なことだったと思われるが、内容としては事実だけを平板に記述しているだけで物足りない。特に重点的に評価しなければならない内部質保証についての記述はこれだけでは内部質保証が機能しているのかどうか判らない。この程度でよいと大学が認識することが考えられるので、もう少し書き込む必要があるのではないか。

○ 作成モデルは、大学が安易に依拠するものとならないよう、特徴的な記述は避けて作成しているが、指摘の通り特に内部質保証は重点的な評価事項であり、記述を修正する。